

「牡丹社事件」はなぜ起こったのか 「原住民」・琉球島民・客家人からみた事件の発端に関する検討

大浜郁子

琉球大学法文学部国際言語文化学科 講師

【要旨】

「牡丹社事件」については、いうまでもなく政治史や外交史や軍事史の分野において多くの研究蓄積がある。しかし、事件の当事者である「原住民」・琉球島民の双方からみた事件の発端に関する研究は、まだ緒についたばかりといえよう。報告者は、すでに一方の当事者である琉球島民からみた場合を拙稿「「加害の元凶は牡丹社蕃に非ず」－「牡丹社事件」からみる沖縄と台湾－」（京都大学編『二十世紀研究』7号、2006年12月）において、もう一方の当事者である「原住民」からみた場合を拙稿「「牡丹社事件」再考－なぜパイワン族は琉球島民を殺害したのか－」（台湾原住民研究会編『台湾原住民研究』11号、2007年3月）において検討した。

よって本報告では、さらに、「原住民」と琉球島民の殺害事件に直面し、事後処理にもあつた客家系漢族による視点を加えてみた場合、事件はどのような位相をみせるのか、を明らかにすることを通じて、事件の発端について、新たな視点から検討したい。

具体的には、これまで報告者が行ってきた研究に、新たに報告者自身が行ったフィールドワークによって得られた客家系漢族の子孫に伝わる口承や関連資料の分析を加えて、事件の発端に関する経過を再検討する。こうした検討を通じて、殺害事件の加害者である「原住民」のパイワン族と被害者である琉球島民の視点に、事件に直面した関係者としての客家系漢族の視点を交差させて、事件を再考することによって、

政治史や外交史や軍事史的な視点のみならず、文化史や人類学的視点を含めた複眼的なアプローチが可能となり、事件の発生原因を明らかにすることができると考えている。

「牡丹社事件」因何而起 —探討「原住民」、琉球島民與客家人眼中的事件開端—

大浜郁子

琉球大學法文學部國際言語文化學科 講師

【摘要】

不論政治史、外交史或軍事史，各領域對「牡丹社事件」均已有許多研究，但在當事者「原住民」及琉球島民對事件開端有何看法方面，可說是才剛剛起步。報告者已於拙作〈「加害の元凶は牡丹社蕃に非ず」—「牡丹社事件」からみる沖縄と台湾—〉(京都大学編『二十世紀研究』7号、2006年12月)及〈「牡丹社事件」再考—なぜパイワン族は琉球島民を殺害したのか—〉(台湾原住民研究会編『台湾原住民研究』11号、2007年3月)中分別自琉球島民與「原住民」雙方觀點進行探討。

因此,更進一步，客家漢人面對「原住民」與琉球島民的殺害事件同時也參與了善後處理, 如果加上客家漢人的視點來看，這個事件會呈現出什麼樣貌?本報告將透過究明這個事件的過程當中,從新的視點探討關於事件的發生原因。

具體而言，將藉由報告者過往的研究及對於近日親自走訪客家系漢人子孫所獲得的口承歷史與相關資料的分析，重新探討有關事件開端的發展。如此，透過交織事件中的加害者「原住民」排灣族、被害者琉球島民、以及受到事件直接影響的關係者客家漢人,三者觀點重新思考牡丹社事件，將可不單只從政治史、外交史或軍事史角度出發，亦可透過包含文化史與人類學等視野的多方途徑瞭解事件的發生原因。

(譯者：呂詩捷)

はじめに

「牡丹社事件」とは何か。この問いに答えることは容易ではない。まず、その名称についての問題がある。本稿では、名称の問題について深く立ち入ることはできないが、日本と台湾の名称の違い、すなわち、1871年に発生した事件と1874年のいわゆる「台湾出兵」を、個別の歴史的事象としてとらえるか、一連の歴史的事象としてとらえるか、によって、その名称は異なる¹。特に、日本でも台湾でも1871年の事件の名称は一定していない。名称の問題を取り上げてみても、「牡丹社事件」の特質を明らかにする必要性が十分に認識されるのではないだろうか。

「牡丹社事件」については、いうまでもなく政治史や外交史や軍事史の分野において多くの研究蓄積がある。しかし、事件の当事者である「原住民」・琉球島民の双方からみた事件の発端に関する研究は、まだ緒についたばかりといえよう。私は、すでに一方の当事者である琉球島民からみた場合を拙稿「「加害の元凶は牡丹社蕃に非ず」－「牡丹社事件」からみる沖縄と台湾－」²において、もう一方の当事者である「原住民」からみた場合を拙稿「「牡丹社事件」再考－なぜパイワン族は琉球島民を殺害したのか－」³において検討した。

よって今回は、さらに、「原住民」と琉球島民の殺害事件に直面し、事後処理にもあつた客家系漢族による視点を加えてみた場合、事件はどのような位相をみせるのか、を明らかにすることを通じて、事件の発端について、新たな視点から検討したいと考え、タイトルもそのように設定したが、本稿作成時に、思いがけず「牡丹社事件」に関する新史料が見つかったため、急遽、本稿を、新史料を用いた分析に変更することにした。

新史料の全文の紹介と分析については、別の機会に報告をする予定であり、詳しくはそちらに譲ることとして⁴、本稿では、パイワン族の側からみた「牡丹社事件」について、特に、なぜパイワン族は琉球島民を殺害したのか、という問題に関して、新史料の分析を通して、私が提起している仮説を補強することを目的とする。この考察は、「牡丹社事件」の発生原因についての既存の研究に、新たな視点を提起することになると考える。

¹ 私自身は、1871年の事件と1874年の「台湾出兵」を一連の歴史事象としてとらえているため、両方の歴史事象を合わせて「牡丹社事件」と総称していることを付言しておきたい。

² 京都大学文学部編『二十世紀研究』7号、2006年12月。

³ 台湾原住民研究会編『台湾原住民研究』11号、2007年3月。

⁴ 詳しくは、大浜郁子「日本統治期における「牡丹社事件」認識について－「台湾総督府公文類纂」を中心に－」（2010年8月27日報告予定。報告内容は『第6届臺灣総督府檔案學術研討會論文集』（国史館臺灣文獻館）に掲載）を参照されたい。

1. 新史料「琉球人の漂着実況始末」について

分析対象の新史料は、1898（明治31）年3月31日付、鳳山県知事木下周一宛鳳山県内務部殖産課属恒吉繁夫の復命書である。この復命書は、「一七 鳳山県内森林植物採取調の件」と題される、恒吉繁夫が、1898（明治31）年2月22日～3月24日まで、東京帝国大学理科助手の大渡忠太郎の鳳山県内の森林植物採取調査に同行出張した記録として提出したものである。約1ヶ月におよぶ調査の目的は植物採取であり、復命書中の行程にも、樟脳樹や榎木の調査や押し葉を採取して標本にした、などの内容が記録されている。

しかし、この恒吉の復命書には、植物採取調査にはまったくそぐわない内容が、別紙として添えられている。それが、「牡丹社事件」に関する新史料の「琉球人の漂着実況始末」⁵である。新史料については、正確には、すでにその重要な部分の多くは漢訳によって、公表されているのだが、その詳細な分析はなされていない⁶。よって、本稿では、別紙の分析を行い、この史料の特質を明らかにしたい。別紙の内容は以下の通りである⁷。

[別紙表紙] 琉球人の漂着実況始末

[附箋] 本書は枋山庄憲兵屯所々長朝比奈曹長より借用して謄写せし書類に付、御参考に供高覧候也。

[本文] 琉球人の漂着実況始末

明治四年十月廿九日我大日本帝国琉球国（今沖縄県）人張謝敷（五十二才）、充得秀（二十四才）外六十七名属島太平山に年貢納進使者として那覇港を抜錨偶々逆風に際し為に全年十一月六日（台湾曆同治十年辛未年十一月六日）台湾島八丈湾沖中に漂ひ到る（該湾は八瑤湾又は高士仏湾とも称す）。此処に高士仏社、牡丹社の両社境を流れ出る一つの溪流あり。之を牡丹溪と云、溪流の海に注くの地点を示す。之より東一二里の処に点々として家屋あり。八瑤湾庄と称す（一名九憑庄と云）同庄の今は官轄地なり（該地に其当時家屋なし）。此湾沖にて遂に被航海中に命を失ふ者三名、存命六十六名該地に同日午后五時上陸し雨露を避けん為、樹林を指て高士仏社山中に入り、茲に於て生蕃人に認められ、遂に捕られて六十六人は高士仏舎

5 『台南県公文類纂』明治31年、巻199、永久保存（請求番号09842-17）。

6 陳文添「台湾総督府档案所見牡丹社事件新史料—琉球人漂抵台湾的經過—」『別冊 台湾文献』（国史館台湾文献館、2010年3月）。陳氏による史料紹介では、新史料「一七 鳳山県内森林植物採取調の件」に添えられた別紙「琉球人の漂着実況始末」を漢訳している。但し、残念ながら、漢訳の段階で、同史料の最後の二行を見落としていることを付言しておきたい。

7 本稿では、資料引用に際し、原則として旧漢字を新漢字に、片仮名を平仮名に改め、適宜句読点を付し、補足説明には[]を使用した。また、原文には現在では不適切な表現も含まれるが、歴史的な用語としてそのまま引用した。

に伴れて高士仏社長干筆に交付する処となり、其途中蕃婦十余人に山中に会せり。該等は破船中の物品を掠奪し行く途中なりと云。従て高士仏社長干筆の家に到着（此間日本里約一里）一夜止宿するも言語不通並に生蕃人文字なく之を示すも只黙然たるのみ。夜の將に明んとする頃（午前六時頃）生蕃人衆人海岸より来るを見るに船中の物件及船板にて持帰るを琉球人は見たりと云ふ。其時、高士仏社長干筆は蕃婦十余人に命し同伴して蕃商（蕃商交易者土人を指す）広東人凌老生、鄧天保の二人（大埔角に居り）の居る家中に伴ひ、漸く朝飯を慈与せられたりと琉球人云ふ（此家は石門内大埔と云ひ又高士仏崎とも双溪口とも称す）其旧跡今尚存す。而して食了るの後、高士仏蕃人先に蕃婦人を以て送致し置き後より、高士仏社蕃人百人余来り。琉球人を受取る上は金二千元と稻、酒、布の四品を渡せよと、鄧天保、凌老生の兩人に強す（生蕃社会には他人の子供を盗し連行たる後、被害人返還を要求せば、金銀を取るの例あり。之れ即ち生蕃人の争鬪を挑むの原因とす）尚之の例之の例あるを見る（今般職務を取る上に於て訴を受けし事二件ありて、撫墾署に送りし事あり）。然る処、又牡丹社生蕃四十余名兩人の家に来り。天保、老生に対して琉球人の衣服を掠奪すと云ふ。茲に於て牡丹社、高士仏社の両社は争論を始めたり。高士仏社蕃人曰く金二千元と稻、酒、布を請求中他社の生蕃人何事にやと、牡丹社蕃人曰く我は金銀の要求は致さず、只琉球人の衣服を剥く取るのみと。因て高士仏社人反言して曰く衣服あれは金二千元も出来得るを衣服なくしては得へからすと。数回弁論遂に争鬪に至る時、殺意を生し、牡丹社少数なるより多数の高士仏社に抗する能はざるを覺り、寧ろ琉球人を殺さんにはと。茲に於て殺害を行始めたり。此時、土人、婦人、天保、老生の家の争ひするを實見しつゝ言論を聞き、急き統埔庄、保力庄に来たり告げんと欲し、疾走途中に於て保力庄の楊友旺、楊阿和、統埔庄林接程の三人が牡丹社に牛を買入る為め登山の三人の四重溪附近に出発し、此事を聞くや三人疾走急行、天保の家中に至る時に來告げし言の如し。茲に於て楊友旺大喝一声力を込め、生蕃人に蕃語を以て大に罵詈す（此時刀を持たる蕃人驚き落刀せりと。此言今猶残せり）。理を説き其不可を責むるも蕃人敢て非行を顧みず。楊友旺に対し金、酒、猪肉を要求して曰く求額に応すれば斬り残したる九人の命を与へんと。依て之を諾し、九人を房中に入れて、嚴鎖す。両社蕃人を各自の社に引回らしめしは七日午后三時頃なりと楊友旺此地に到着迄五十四人は既に殺害せられたる后になりと云。五十四人の外に残人十二人ある筈なるに九人なるとはと友旺自ら心配し、琉球人九人を以て大声使叫むるに我等命を救はゞ蕃人既に退去の事を以てし、且呼はしめたるに十町斗りの山中より琉球人一名出来る。之に就て事由を問ふに殺刃の場所より逃走せりと云て列に入る。都合十人を引連れ保力庄楊友旺の家に至り、安全に食物を受け、夜を明し、翌日即ち八日死体を埋葬の為、琉球人十人と人夫

十人を叫集め、同道なす。五十三人の遺物を遺族に送るの手續と死体を収めて四個の墓場となし、一塚十人もあり或は一塚二十人もあり。埋葬を了り帰るの途又琉球人一名石門の山中にありとを告来る竹社蕃人一名あり。飢餓甚しと告げらる故に友旺、琉球人二名を同伴して、竹社に歩転し、同社頭人の曰く、昨日琉球人二名来るも、一名は殺し、一名は存命し有りと云。尚存命の一人は金、金、布、猪肉を持ち来らされは返還せずと竹社長阿棘卯は云ひければ、此要求を諾し、合計十二人を引連れ友旺の家に於て、毎日三食を給与し、二ヶ月間保力庄に止宿せしむ（同年十一月七日より同年十二月十八日まで四十日間）。

茲に於て高士仏社、牡丹社、竹社に琉球人救命の為、友旺か自己にて蕃人に贈与したる金物左の如し。

- 一 牡丹社へは金三十八円と焼酒二瓩、代金一円八十銭、水牛一頭代金十一円
- 一 高士仏社へは金八十円、黒布十反代金十五円、水牛一頭代金十一円、焼酒八瓩代金七円二十銭
- 一 竹社へは二名の内一名を殺したる廉を以て黒布一反代金一円二十銭
金二円

該当時各社頭人氏名は左に示す。

- 一 牡丹社 来雷の子 阿禄、現今朱雷、阿禄の家を續く（子他に一名あり「カカバ」と云。
- 一 高士仏社 干笔
- 一 竹社 阿棘卯
- 一 下十八社蕃長大股頭人篤枝篤、潘汶沐（喜とも記す）の父なり
- 一 下18社蕃長 二股頭人 一色

明治四年十二月十八日（台湾曆同治十年辛未年十二月十八日）

張謝敷（五十二才）、充得秀（二十四才）外十名は鳳山県へ送致途中護衛として、則楊友旺、阿和、友旺の子楊阿才等出發し、六根庄蕭光明の家に一泊、翌日同行鳳山県府に出頭し（今知事相当官）、正堂孫幾祖に引渡後台南府（今総督相当官）正堂夏某（名不詳）に引渡を結了したるは同年十二月廿四日なり。該時、金百円を賞として給はり、帰宅す。其十日ならず台南府より本国琉球に安着を想像して、揃ほ身は福建省に在る間に旅会に於て謝状を友旺へ送呈する文に曰く、…

明治七年四月廿七日突然日本国大軍西郷都督となり、牡丹社、高士仏社を攻撃し衆蕃社帰順せしむ（下十八社悉皆）。該時台湾人教導者林接程、張光清、林梅国、林王憑守社口、尤阿棉鳳山人頼加軍大股頭人篤枝篤二股頭人一色等を随へ道を取り或は降伏せしめ又琉球人の首級を持ち出さしむるゝに至る事聞き琉球人の遺骸を収取し四墓のものを一塚となし統埔庄（統埔庄か）今改庄して統埔庄と云ふなり。有功労者には各賞金を賜りたりと云。

其当時、潘汝沐は父の荷物を携帯し父篤枝篤の従者にて同行せしものなりと云。尚金百円楊阿才に給りし状は、加冬脚庄蕭光月の家にあり。里程十五里離れたる枋藁附近にて日本軍明治二十七八年の役苦戦せし処なり。

牡丹社攻撃の際、各社蕃人既に皆逃走して在社するものなし。然るに病女兒（十二三才）ありて、身体自由ならず。煩悩なるを憐み日本軍引揚の際、日本に連帰りたりと云。後三月再び日本より送還せり。当時其船舶其龜山湾へ廻送し、篤枝篤を召喚し、引渡したり（是病女兒は後十五六才に至り遂に死す）。

明治七年十一月事平定の後、西郷都督は琉球人五十四名の首級を収集し、厦門より石材石工を輸し、一碑を建て（現に統埔庄に存在するもの）、碑文を録す（撰者海軍少将福島敬典、牡丹討伐の当時九成と称す）等者水野遵」碑文は左記別紙。

右は管内巡察中、公務の余暇を以て調査したるものなり。

明治三十一年一月二日

朝比奈金三郎

其引揚げの時には、車城田中央、保力、統埔境及び新街、社藁間牡丹社を討伐せし理由を尺角標木を建作し引揚たりと云。…

以上が別紙のほぼ全文である。まず、登場する人物の簡単な経歴について触れておこう。恒吉繁夫⁸の経歴については、『明治三十年 台湾総督府公文類纂 十一』（第一門、永久保存、請求番号 09541-76）に詳しいが、復命書を提出した当時恒吉は、二年前に北海道庁から台湾へ転じ、鳳山県内務部殖産課

⁸ 恒吉繁夫（1863-未詳）：北海道士族。1886年釧路集知監勤務、翌年北海道庁看守長兼書記（釧路監獄署詰）、1891年北海道集知監看守長（網走分監詰）、1897年北海道庁看守長、依願免本官。同年台湾へ転じ、鳳山県事務嘱託、内務部殖産課属。1898年2月23日森林植物其他調査のため、恒春地方へ出張。

に勤務していた。恒吉が復命書を提出した県知事は、木下周一⁹である。恒吉が植物調査に同行した大渡忠太郎¹⁰は、調査当時、東京帝国大学理科助手で、単独で二度目の台湾の植物採取調査を行っていた。

新史料の作成者である朝比奈金三郎の経歴については、詳細は不明であるが、恒吉の説明によれば「枋山庄憲兵屯所々長朝比奈曹長より借用して謄写せし書類」がこの新史料であり、朝比奈自身この報告書を「右は管内巡察中、公務の余暇を以て調査したるものなり」と記している。

恒吉と朝比奈の関係の詳細は不明だが、恒春という地域と沖縄とのつながりが深いことも影響しているのではないかと推測される。恒春と沖縄のつながりの始まりは、いうまでもなく1971年の「牡丹社事件」発生であったと考えられるが、植民地統治の最初期には、沖縄で県の学務課長などを務めた教育経験者である相良長綱¹¹が支庁長として着任し、着任直後に「牡丹社事件」犠牲者の慰霊祭を行っている¹²。さらに時代が下ると、沖縄で広範な植物調査を行い、民俗調査記録をも残した田代安定¹³が恒春熱帯植物殖育場を設置している。あくまで推測の域を出ないことだが、沖縄とのつながり深い恒春での調査だけに、恒吉が、その復命書に、別紙「琉球人の漂着実況始末」を収録した可能性もある。

2. パイワン族による琉球島民殺害の理由をめぐる問題について

この新史料で興味深い内容は、パイワン族が琉球島民を殺害した理由についての部分である。前述したように、私は、かつてなぜパイワン族は琉球島

⁹ 木下周一（1851-1907）：佐賀藩士族。72年頃文部、陸軍両省の留学生として渡独。74年司法省に出仕し、翌年陸軍省出仕を兼ねる。81年会計局に勤務。83年参事院議官補時に商法編纂委員。後に内閣法制局参事官。88年法律取調報告委員。93年内閣恩給局審査官兼任。94年山形県知事。97年鳳山県知事、翌年台中県知事。1903年埼玉県知事。05年大分県知事。

¹⁰ 大渡忠太郎（1867-未詳）：植物学者。東京帝大植物学科卒。第6高等学校勤務を経て、東京帝国大学理科助手となり、1896年10月-12月、1897年12月-1898年4月、の二度にわたり台湾で植物採取調査を行い、その成果は「台湾植物探検紀行」（『植物学雑誌』）に発表。

¹¹ 相良長綱（1847-1904）：鹿児島藩士族。戊辰戦争時、薩摩藩兵の身分で従軍。71年陸軍大尉、74年「台湾出兵」従軍、75年依願免本官。85年農商務省御用掛、外務省御用掛を兼任。86年高等師範学校幹事となり、沖縄県師範学校、学務課長、沖縄県尋常師範学校長を兼任。88年免兼官、文部省視学官、90年非職。95年陸軍省雇となり、台湾総督府雇に転じる、恒春出張所長に就任。翌年台南県支庁長、台湾総督府国語伝習所長心得、台東支庁長兼任。97年台東支庁長に就任し、台東国語伝習所長兼任。1901年臨時台湾土地調査局事務官兼任。03年文官懲戒令により非職（部下の汚職による）。

¹² 「琉球島民亡霊祭典施行報告」『台湾総督府公文類纂』明治28年、永久保存（請求番号00051-6）。

¹³ 田代安定（1856-1926）。詳しくは永山規矩『田代安定翁』（1930年）、柳本通彦『明治の冒険科学者たち』（新潮新書、2005年）を参照されたい。

民を殺害したのか、という「牡丹社事件」の発生原因を、パイワン族の視点から考察を試みたことがある¹⁴。私は、「人物交換不成立」説という仮説を立てたが、結論を先に述べると、この説の傍証として、新史料を位置づけることができる。

パイワン族による殺害理由を考察した先行研究には、紙村徹氏による「なぜ牡丹社民は琉球漂流民を殺害したのか？—牡丹社事件序曲の歴史人類学的素描」¹⁵がある。紙村論文が殺害理由とみなす説について、本稿でも簡単に紹介しておきたい。

パイワン族が多く居住する恒春地域に残る「内獅頭社のスカロ伝承」を事例に、紙村氏は「米と唐芋を混ぜたご飯だが、保力庄の楊友旺も同じメニューを出して接待していることからすると、山中のパイワン族にとってはかなりの御馳走をだしたというべき」とし、なぜなら「当時のパイワン族は焼畑で粟作りはしていても、米作りはしていなかった筈だからである」。こうしたパイワン族の「客人接待」、「それにも拘らず、その直後に54人もの琉球人が殺害されているのである。これはどうしたわけであろうか？」と問い、次のように説明する。「まず推測できることは、異文化接触の悲劇として一般に語られる事態である。…パイワン人側からすれば、見るからに空腹な状態の異人たちはパニックに陥り、悲鳴をあげて逃亡し始めたのである。おそらくは、この事態は、パイワン族の認識する客人の作法に反する、失礼な行いではなかったか。つまりは客人としてのテーブル・マナー違反である。われわれの感覚からすれば、端的に言って、たかだか“食い逃げ”の罪で処刑されたのでは堪ったものではないというところであろうが、これがあり得たことを証する口碑が恒春地方には残っている」と。そして、「内獅頭社のスカロ伝承」に残る、頭目から差し出された水やビンロウを口にしなかったために誅首された他社の者の事例を提示している。これを筆者は、仮に「テーブル・マナー侵犯」説と名づけている。

しかし、この「テーブル・マナー侵犯説」には、いくつか疑問が残る。この説に対する私の批判的考察は、拙稿に譲ることにして、この説に対する対案として私が提起しているのは、「人物交換不成立」説である。私は、幾つかの史料にみられる記述から、パイワン族は救助した琉球島民を酒二樽と交換しようとしたが、それがかなわずに殺害に及んだとの仮説を立てた。

次の史料は、沖縄出身の台湾総督府官僚照屋宏を中心に編纂された『牡丹社遭難民墓碑改修報告書』（1928年3月）¹⁶である。

¹⁴ 前掲拙稿「牡丹社事件」再考—なぜパイワン族は琉球島民を殺害したのか—、参照。

¹⁵ 『台湾原住民族の現在』（草風館、2004年）、149-160頁、所収。

¹⁶ 『平良市史』第3巻資料編1、前近代（平良市史編纂委員会、1981年）に再録されており、

…交通路のない未開地なれば山間溪谷を辿り或は迷ひなどして遂に不幸にも高士仏社蕃社（港仔より約二里）に達した。此時蕃人等集ひ来りて一行を抑留し、異様の風俗言語に珍奇の思ひをなし、喧騒久しく議纏まらざるものゝ如く而から一行が常に救護を哀願する態度は漸く彼等にも通じたるものか。遠が獐猛の蕃人も容易に加害の模様なくて斯くて檄を四隣に飛ばしたるに牡丹社蕃人先ず来り会し、協議の結果、蕃産物交換業者に引渡し、酒と交換せんとするものの如く一行六十六名は両社の蕃人百余名に拉せられて四重溪上流の双溪口（高士仏より約三里）にある交換業者凌老生方に到着した。（四重溪より二十五町の奥石門より更に十余町の所）蕃人等は極めて得意気に昂然として凌老生に対し、我等は平地人を斯く多数に救護して来たから、酒二樽と交換せんと要求した。然るに折悪しく凌老生方に斯く多量の酒の持合せがなかった為、彼等蕃人の要求を容れる事が出来なかったので、遂に蕃人等は激昂し、然らば馘首して我が意を充たさんと蕃刀をふりかざして立向ひ、此処に忽ち殺伐の修羅場が現出した。…

この『墓碑改修報告書』は、1925年7月に、照屋自身が「台湾日日新報」に「無名の烈士五十四名が流した尊い犠牲の血潮」と題した連載をベースに編纂された。照屋が新聞連載を始めた時期に即せば、『墓碑改修報告書』は、「人物交換不成立」説とみなすことができる同様の記述がみられる、藤崎濟之助『台湾史と樺山大将』の刊行年（1926年）よりも早く、且つ藤崎自身が同書で、照屋の了承を得て、照屋が報告書に収録する予定であった情報を藤崎の著書に収録したことを明らかにしている。このような経緯から判断すると、『墓碑改修報告書』の内容が、現段階では、日本植民地統治期の最も早い段階で公表された「牡丹社事件」の記録であるといえよう。

最も早い段階の記録である『墓碑改修報告』と新史料の内容で、殺害理由に関して、異なる点は、パイワン族が漢族との交渉で要求した物品が「酒二樽」ではなく、「金、布、酒、猪肉」とされている箇所である。この違いが何に由来するのか判然としないが、参考になる史料がいくつかある。「台湾出兵」に先立ち、樺山資紀や水野遵らが「蕃情視察」に入った際に、酒や食料品などの贈呈品を携帯していたことが明らかになっている¹⁷。さらに、1895（明治27）年10月25日付の上野専一「台湾視察復命」には、「生蕃界に入るには必ず相当の進物品を予備し置く事最も要用に付、出立に先ち酒、巻烟草、料釘、西洋赤染牛毛糸、…等の如き彼等の最も嗜好する品物を買入れたり」（88頁）と記されている。あくまで推測の域を出ないが、「酒二樽」のみが記録されている史料については、「生蕃」の「最も嗜好する品物」としての「酒」がより

本稿での引用は同書による。以下、『墓碑改修報告書』と略記する。

¹⁷ 樺山資紀「日記」（国立国会図書館憲政資料室蔵）、水野遵「台湾征蕃記」（中央図書館台湾分館蔵）、参照。

強調された結果とみることも可能であろう。

しかし、いずれにしても、パイワン族は、「金、布、酒、猪肉」などの物品と、琉球島民との「交換」を条件として提示していたことは明らかであり、その意味で、大きな視点からみれば、この新史料は、パイワン族からみた殺害の理由として、私が提起している「人物交換不成立」説の可能性を裏付ける傍証として、位置づけることができる。

ちなみに、『処蕃類纂』中の生存者の証言（「仲本筑登之・島袋筑登之の聞書」）には、これに類する記録はない¹⁸。おそらく琉球島民には、蕃産品交易所を営む凌老生とパイワン族との（客家語かパイワン語でなされたであろう）交渉の内容は、言語的に全く理解できなかつたと推測される。そのため、生存者の証言に、凌とパイワン族との交渉の経緯が残されなかつたのではないだろうか。

結びにかえて

本稿で、紹介した新史料「琉球人の漂着実況始末」は、「台湾出兵」時の日本側の記録である『処蕃類纂』や先にみた照屋の報告書などに比して、特段新しい内容が含まれているものではないが、まずは、この史料が収録された経緯自体が興味深いといえるであろう。なぜ鳳山県の植物採取調査の復命書の別紙として添えられたのか。どのような経緯で、朝比奈金三郎から恒吉繁夫へ「琉球人の漂着実況始末」が渡ったのか。収録の経緯については、未だ明らかにされていない点は残されている。

しかし、この新史料が、「牡丹社事件」の同時代的史料でもなく、「牡丹社事件」について調査する目的で編纂された総督府側の史料でもなく、さらには、『墓碑改修報告書』のような史料とも異なる性質の史料であり、日本植民地統治期における後世の「牡丹社事件」認識を知ることができる貴重な史料であるということは異論のないところであろう。

そして、最も重要なことは、この史料が、パイワン族による琉球島民殺害の理由を裏付ける傍証として位置づけることができる、ということである。

今後の展望として、「牡丹社事件」に関する同時代的な事件関係者の史料のみならず、日本植民地統治期における、後世の「牡丹社事件」認識について

¹⁸ 「大山鹿兒島県参事琉球島民台湾に於て遭害に付、問罪の師云々上陣並附琉球王子遭害の始末届書 壬申五年七月廿八日」（同上、『処蕃類纂』処分事由件、第壹冊（請求番号 2A-33-8 単 801）、所収）。同館蔵『処蕃提要』巻一にも、大山報告書とほぼ同内容の文書が収録されている。なお、国史館台湾文献館から、漢訳本『処蕃提要』牡丹社事件史料專題翻譯（二）、（同館、2005 年）が刊行されている。関連史料の翻訳本『風港営所雜記』牡丹社事件史料專題翻譯（一）、（同館、2003 年）も刊行されている。

も、通史的に考察を行うことによって、「牡丹社事件」とは何か、という問いに答えることが可能になると考える。